

# 令和2年度報告書

令和3年3月

兵庫県規制改革推進会議

# 目次

はじめに	1
I 会議の開催状況	2
II 審議結果のまとめ	
1 審議結果の区分	3
2 審議件数等	3
III 令和2年度 兵庫県規制改革推進会議 審議結果	4
1 県・市町の条例等による規制に関する事項	
(1) 幼稚園型認定こども園の保育室面積基準の緩和	5
(2) 高校生が就職活動する際の「1人1社制」の見直し	7
(3) 市街化調整区域における開発許可基準の緩和	9
2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項	
(1) 市街化調整区域における特別指定区域の指定に係る事務手続の迅速化	10
(2) 物品関係の入札等で使用する使用印鑑届の見直し	11
(3) 産業廃棄物収集運搬業更新許可申請における手続（書類持参）の見直し	12
(4) 宅地建物取引業者免許申請指導事務 事務所要件に関する審査事項の明確化	13
3 国の法令等による規制に関する事項	
(1) 市町が実施するがん検診（集団乳がんマンモグラフィ検診・ 集団胃がん検診）における医師の立会い義務の緩和	14
4 行政手続に関する横断的テーマ	
(1) 行政手続に関する押印・書面規制等の見直し	15
(2) 電子収納の促進	21
(参考資料)	
・ 令和元年度審議結果の対応状況	25
・ 兵庫県規制改革推進会議設置要綱	26

## はじめに

兵庫県では、県及び市町の条例等による独自の規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応せず、地域活性化の支障となっている事例について、有識者と県・市町で議論し、その規制等のあり方を検討するため、平成30年5月に兵庫県規制改革推進会議が設置されました。

今年度も、見直しが必要と考えられる具体的な支障事例を、①県内市町、企業、各種団体等から幅広く募集し、県及び市町の条例等による独自規制に関する事項のほか、②県および市町の行政手続の簡素化に関する事項や、③国の法令等による規制に関する事項など8項目について審議を行いました。

また、個別の規制・制度の見直しの議論に加え、新型コロナウイルス感染症感染防止への対応や、行政のデジタル化が求められること等を踏まえ、横断的テーマとして、行政手続における押印・書面規制等の見直し、電子収納の促進についても議論を行いました。

この報告書は、今年度、当会議で議論してきた規制改革項目の審議結果をとりまとめたものです。兵庫県をはじめ県内の市町に幅広く共有され、当会議の議論をきっかけに、顕在化する支障事例が1つでも多く解消されることを期待しています。

社会経済情勢がめまぐるしく変化する中においては、時代に適合した規制のあり方を常に検討し、実現して行くことが重要です。当会議としても、引き続き支障事例の掘り起こしを行い、不必要になった規制は見直しを提言・助言するなど、県内の規制改革の取組を一層推進していきます。

令和3年3月

兵庫県規制改革推進会議委員長 中川 丈久  
(神戸大学大学院法学研究科教授)

## I 会議の開催状況

回	開催日	議 題
第1回	令和2年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県規制改革推進会議設置要綱について</li> <li>・令和元年度第3回会議で委員から指摘等があった事項についての報告 (外国人労働者の労働環境の整備、市町を越えた認定こども園等の入園希望への対応等)</li> <li>・県・市町の条例等による規制に関する事項 (幼稚園型認定こども園の保育室面積基準の緩和、高校生が就職活動する際の「1人1社制」の見直し等)</li> <li>・県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 (市街化調整区域における特別指定区域の指定に係る事務手続の迅速化)</li> <li>・国の法令等による規制に関する事項 (市町が実施するがん検診における医師の立会い義務の緩和)</li> <li>・行政手続に関する横断的テーマ (行政手続に関する押印・書面規制等の見直し、電子収納の促進)</li> </ul>
第2回	令和2年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回会議で継続審議となった事項 (幼稚園型認定こども園の保育室面積基準の緩和、高校生が就職活動する際の「1人1社制」の見直し)</li> <li>・県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 (物品関係の入札等で使用する使用印鑑届の見直し、産業廃棄物収集運搬業更新許可申請における手続の見直し等)</li> <li>・第1回会議の議論を踏まえた報告事項 (行政手続に関する押印の見直し、電子収納の促進)</li> </ul>
第3回	令和3年3月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回会議の議論を踏まえた報告事項 (行政手続に関する押印・書面規制等の見直し)</li> <li>・令和2年度報告書(案)について</li> <li>・令和3年度の議題とするテーマについて</li> </ul>

## II 審議結果のまとめ

### 1 審議結果の区分

	見出し	意味
対応するもの	(1) 規制・手続の見直し	条例、規則等に規定されているルールに問題があると考えられるため、当該ルールそのものを改める必要がある。
	(2) 制度内容の明確化	支障の原因が制度内容の分かりにくさにあると考えられることから、当該制度の内容を明確にした上で、周知する必要がある。
	(3) 制度内容の周知	制度内容には問題はないが、県民や他の地方自治体が制度の存在を知らないことで支障が生じていると考えられるため、当該制度の周知を徹底する必要がある。
	(4) 国へ制度の見直しを要望	法令等に規定されているルールに問題があると考えられるため、国に対してルールの改正を求める必要がある。
	(5) その他	技術的な制約等により直ちに結論を得ることが困難であるため、今後継続的な検討等が必要である。
	(6) 現行の制度運用を維持	支障事例の基となるルールに当たったが、現行の制度内容やその運用に合理性があり、当該ルールを見直す必要性が認められない。

### 2 審議件数等

- ・ 提案件数 8件

区分	件数	比率
(1) 規制・手続の見直し	4	44.4%
(2) 制度内容の明確化	1	11.1%
(3) 制度内容の周知	—	—
(4) 国へ制度の見直しを要望	1	11.1%
(5) その他	—	—
(6) 現行の制度運用を維持	3	33.3%
計	9※	100.0%

※ 3-(1)「市町が実施するがん検診における医師の立会い義務の緩和」について、「国へ制度の見直しを要望」と併せて、一部は「現行制度運用を維持」するため、提案件数と一致しない

### Ⅲ 令和2年度 兵庫県規制改革推進会議 審議結果

#### 1 県・市町の条例等による規制に関する事項 3件

規制・手続の見直し:1件、現行の制度運用を維持:2件

提案事項		審議結果
(1)	幼稚園型認定こども園の保育室面積基準の緩和	<b>現行の制度運用を維持</b> ・提案者である播磨町が、既存幼稚園の認定こども園への移行に際し、当初計画していた「幼稚園型」ではなく、保育室面積の特例のある「幼保連携型」への移行を検討することとなり、課題が解消することから現行制度を維持する。
(2)	高校生が就職活動する際の「1人1社制」の見直し	<b>現行の制度運用を維持</b> ・1人1社制は、生徒、学校関係者、企業から高い支持を受けていることから、当面は現行制度を維持する。但し、同時に2社以上の応募を望む声も一部あることから、兵庫県高等学校就職問題検討会議等で引き続き検討する。
(3)	市街化調整区域における開発許可基準の緩和	<b>規制・手続の見直し</b> ・地域で一定期間以上事業を継続している事業所が速やかに事業拡張できるよう、県開発審査会で円滑に審議するために設けている提案基準の見直しを検討する。

#### 2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 4件

規制・手続の見直し:3件、制度内容の明確化:1件

提案事項		審議結果
(1)	市街化調整区域における特別指定区域の指定に係る事務手続の迅速化	<b>規制・手続の見直し</b> ・事務手続の迅速化、市町の事務負担軽減を図るため、県開発審査会の事前協議を省略できるよう見直しを行う。
(2)	物品関係の入札等で使用する使用印鑑届の見直し	<b>規制・手続の見直し</b> ・申請者の書類作成の負担軽減のため、「使用印鑑届」の様式を廃止し、紙入札の場合は参加者からマイナンバーカード等の本人確認書類の提示を求めることとする。
(3)	産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請における手続（書類持参）の見直し	<b>規制・手続の見直し</b> ・新型コロナウイルス感染拡大防止や申請者の負担軽減等を踏まえ、R2.4 から郵送による受付を開始。要領の見直しを行い、恒久的に郵送による申請を可能とする。
(4)	宅地建物取引業者免許申請指導事務 事務所要件に関する審査事項の明確化	<b>制度内容の明確化</b> ・事務所要件について、より分かりやすいものとなるよう具体例を記載した手引きを作成し公表する。

#### 3 国の法令等による規制に関する事項 1件

国へ制度の見直しを要望:1件、現行の制度運用を維持:1件

提案事項		審議結果
(1)	市町が実施するがん検診（集団乳がんマンモグラフィ検診・集団胃がん検診）における医師の立会い義務の緩和	<b>国へ制度の見直しを要望</b> ・集団乳がんマンモグラフィ検診については、医師の立会いがなくても実施できるよう国へ要望する。 <b>現行の制度運用を維持</b> ・集団胃がん検診については、バリウムの誤嚥が起こりうり、高齢者のバリウムの誤嚥は命に関わることから、現行の制度運用を維持する。

1-(1) 幼稚園型認定こども園の保育室の面積基準の緩和

根拠法令等		(県)認定こども園の認可等に関する条例			
提案の背景等					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園設置にあたっては、園舎基準[A]と保育室等基準[B]の大きく2つの基準がある。</li> <li>・園舎基準[A]では、幼保連携型、幼稚園型は、園舎全体の面積などの国基準に加え、条例に基づき保育室53㎡以上などの県独自基準を設定している。保育室等基準[B]では、一人あたりの保育室等の面積などの国基準が設定されている。</li> <li>・既存施設が幼保連携型認定こども園へ移行する場合、園舎基準[A]、保育室等基準[B]の特例措置があるが、幼稚園型認定こども園に移行する場合は、園舎基準[A]については特例措置がない。</li> </ul>					
<b>認定こども園及び幼稚園の園舎・保育室等の認可・認定基準</b>					
類型	認定こども園			幼稚園	
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	届出(公立)	私立(認可)
認可等	認可(私立)・届出(公立)	認定(私立・公立)		届出(公立)	私立(認可)
園舎基準[A]	[国基準(内閣府・文科省・厚労省令)] ①1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡ ②満3歳未満の園児数に応じた保育室等の必要な面積 ※①と②を合算した面積	[国基準(内閣府・文科省・厚労省告示)] 1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡		[国基準(文科省令)] 1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡	
	県独自基準(条例) うち各保育室53㎡以上、 遊戯室(原則専用)を100㎡以上確保				県独自基準(審査基準) うち各保育室53㎡以上、遊戯室(原則専用)を100㎡以上確保
既存施設特例	保育室等基準[B]を満たすときは園舎基準[A]の適用なし	特例なし	保育室等基準[B]を満たすときは園舎基準[A]の適用なし	播磨町は、公立幼稚園 ↓移行希望 幼稚園型認定こども園	
保育室等基準[B]	[国基準(内閣府・文科省・厚労省令)] 0~1歳 乳児室1人につき1.65㎡ ほふく室1人につき3.3㎡ 2歳以上 保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡	[国基準(内閣府・文科省・厚労省告示)] 0~1歳 乳児室1人につき1.65㎡ ほふく室1人につき3.3㎡ 2歳以上 保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡			
既存施設特例	園舎基準[A]を満たすときは保育室等基準[B]の適用なし	特例なし			
認定こども園の認可・認定基準は、公立・私立共通。					
提案内容(提案者:播磨町)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・播磨町では、町立の既存幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行することを検討しているが、移行を検討している既存幼稚園の保育室面積が約50㎡のため、園舎基準[A]の県独自基準の53㎡を満たさない。</li> <li>・既存施設が幼稚園型認定こども園へ移行する場合、既存施設が幼保連携型認定こども園に移行する場合と同様に、一人あたりの保育室等の面積などの国基準[B]を満たせば、県独自の保育室面積基準53㎡は適用しない特例措置を設けるよう、検討頂きたい。</li> </ul>					
条例等所管部局等の回答(こども政策課)					
<b>【現行の制度運用を維持】</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度の認定こども園法改正に伴う県条例改正時に、県独自基準53㎡を設けないことを検討したが、各団体からの「幼児教育を行う保育室の面積は53㎡以上は必要」等の意見も踏まえ県独自基準を維持したことから、これまで同様に幼児教育・保育の質確保のため、現行制度を維持する。</li> <li>・既存施設から認定こども園への移行において、本県では当分の間、園舎基準[A]の特例措置を設け、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有し、教育・保育の総合的な提供を行う幼保連携型への移行を政策的に進めているので、こちらをご検討いただきたい。</li> </ul>					

《第1回県規制改革推進会議の意見》

・播磨町が、「幼保連携型認定こども園」ではなく、「幼稚園型認定こども園」に移行したいと考えている理由・経緯を調べ、対応方針を検討すること。

《第1回県規制改革会議の意見を踏まえた所管部局の対応》

1. 現状

○播磨町が「幼稚園型認定こども園」への移行を検討した理由・経緯（播磨町ヒアリング結果）

- ・播磨町内の保育の需給状況については、平成30年度時点では2号認定（3～5歳保育）、3号認定（0～2歳保育）の供給不足が発生していた。（1号認定（3～5歳教育）の供給量は充足）
- ・このため平成30年度に、令和元年度に認可保育所を新規設置し2、3号認定の保育供給量を拡大するとともに令和5年度に播磨西幼稚園を3～5歳を対象とした幼稚園型認定こども園に移行し、2号認定の保育供給量の不足に対応することを計画した。
- ・計画策定時から幼稚園型認定こども園の保育室面積基準が53㎡であることは認識しており、保育室内の造作棚を撤去することで要件を満たせると考えていた。しかし、経費負担等の面で、53㎡の面積基準が緩和され、造作棚を撤去せずに移行できれば、町にとって有益だと考え今回の提案に至った。
- ・移行する認定こども園の種類については、「幼保連携型」は1、2、3号認定全て（0～5歳）の定員設定が必要である一方、「幼稚園型」は1、2号認定（3～5歳）のみの定員設定が可能であると、計画策定時から認識し、播磨町としては、3～5歳の教育・保育ニーズに特化して対応するため「幼稚園型」への移行を考えていた。
- ・その後、当初計画していた認可保育所の新規設置は、土地の確保が困難であったこと等から設置できなかったため、令和2年度に小規模保育事業所（3号認定のみ受入）を設置した。このため、現状の保育の需給状況は、1、3号認定の供給量を充足したが、依然として2号認定の供給量が不足している。

○所管部局から播磨町への説明

- ・認定こども園への移行に際し、「幼保連携型」の場合は、一般的に1、2、3号認定全て（0～5歳）の定員設定が必要であるが、地域の実情を考慮し1、2号認定（3～5歳）を対象とするなど柔軟な対応が可能である。

○播磨町の意向

- ・播磨町の現状の保育の需給状況においては、1、2号認定のみの定員設定で幼保連携型認定こども園を設置できることが判明したことから、保育室面積の特例措置がある幼保連携型認定こども園への移行を検討する。

（参考）播磨町における保育の需給状況等

認定区分			当初計画			現在の計画	
			H30	R元	R5	R2	R5
満3歳以上	1号認定	小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子ども（3～5歳教育）	保育供給量 [充足]			保育供給量 [充足]	
	2号認定	小学校就学前の子どもであって、保育を必要とするもの（3～5歳保育）	保育供給量 [不足]	播磨西幼稚園 保育供給量 [不足]	播磨西幼稚園 幼稚園型認定こども園移行	保育供給量 [不足]	播磨西幼稚園 幼保連携型認定こども園移行を検討
満3歳未満	3号認定	保育を必要とするもの（0～2歳保育）	保育供給量 [不足]	認可保育所 新設	保育供給量 [充足]	小規模保育事業所新設	保育供給量 [充足]

2. 所管部局の回答

【現行の制度運用を維持】

- ・播磨町の「幼稚園型」への移行希望の理由が3～5歳を対象とした定員設定であり、現状の保育の需給状況においては、幼保連携型でも柔軟に対応できることが判明し、播磨町の課題が解消することが見込まれるため、現行の制度の運用を維持する。
- ・なお、棚の撤去経費の負担等を理由とする基準緩和は、これまで、当基準で認可・認定を行ってきた施設との公平性や同等の保育の質の担保を鑑みたときに、条例を改正すべき支障事例とまでは考えられない。

《審議結果》

現行の制度運用を維持

- ・回答方針のとおり、現行の制度運用を維持する。



## 1-(2) 高校生が就職活動する際の「1人1社制」の見直し

根拠法令等	(県)兵庫県高等学校卒業予定者の就職慣行に関する申合せ
提案の背景等	
<p>・高等学校卒業生の選考採用では、企業への応募解禁から一定の間、1人の生徒が応募できる企業を1社として学校推薦している、いわゆる「1人1社制」をとっている都道府県が大半となっており、本県でも10月末までは1人1社とし、11月1日以降は1人2社まで可能となっている。</p>	
<p><b>【兵庫県における高校生の就職活動の流れ】</b></p>	
<pre> graph LR     subgraph "9月中旬* ~ 10月31日"         A[1社を選んで受験] -- 採用 --&gt; B[内定]         A -- 不採用 --&gt; C[他の企業(1社)に応募]     end     subgraph "11月1日~"         D[2社へ同時応募可能に]     end     C --&gt; D     </pre>	
<p>※R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ10月16日採用選考解禁</p>	
<p><b>【参考:他の都道府県の状況(R1.7時点)】</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初から複数社に応募可能なのは秋田県、沖縄県の2県のみ(いずれも3社まで応募・推薦が可能)。</li> <li>・その他の45都道府県は本県と同様、当初は1人1社、一定期日後複数可となっている。</li> </ul>	
提案内容 (提案者:事務局)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1人1社制」については、文科省・厚労省による「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム」においても検討がされ、令和2年2月のとりまとめでは、高卒就職者へのアンケートの結果、「同時に2社以上応募できた方がよい」とする意見が、3割程度占めたことなどが示され、「1人1社制」の在り方は、都道府県毎に地域の実情に応じて選択することが妥当とされている。</li> <li>・このとりまとめを受け、国の規制改革推進会議の答申(R2.7)では、各都道府県の高等学校就職問題検討会議は、生徒の主体性を尊重しながら、労働市場の動向や早期離職の分析等を行い、地域の実情に応じて「1人1社制の在り方」を検討することが適切であるとされている。</li> <li>・生徒に限られた情報の中で就職先を選択しなければならない状況は、就職後の安定就労につながらず早期離職の要因の一つであることも考えられることから、選択肢を広げ、納得した就職活動を実現するため、高校就職慣行の検討を提案する。</li> </ul>	
<p>条例等所管部局等の回答 (県教委 高校教育課)</p>	
<p><b>【現行の制度運用を維持】</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1人1社制」については、入学時から教育活動全体を通じて計画的な進路指導の一環として行っているため、生徒の能力や適性に基づいた就職斡旋が可能となり、学校・生徒ともに安心感が強い。</li> <li>・生徒は、インターンシップや職場体験等も活用しながら就職希望先を選択し、校内選考では企業の求める人材やスキルを把握した上で、生徒の適正と意向を尊重するよう努めている(令和元年度 県立高校全日制の就職希望者におけるインターンシップ実施率は89.0%)。</li> <li>・さらに、1人1社制は、就職活動の長期化による学校活動への影響や、発育過程にある生徒への過重な負担(身体的・心理的・経済的負担)を軽減し、生徒が短期間で内定を得やすいという理由より行われており、また、企業側にも、学校との長年の信頼関係のもとで適した人材を確保できるというメリットがある。</li> <li>・なお、高等学校就職問題検討会議ワーキングチームのとりまとめによると、高卒就職者、高等学校進路指導担当教員、企業の多くに支持されており、兵庫県教育委員会としては現行の制度運用を維持すべきと考える。</li> </ul>	
<p>審議の結果等</p>	
<p><b>《第1回県規制改革推進会議の意見》</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・①高卒・大卒就職者の早期離職率の状況、②1人1社ずつの応募でよいと思っている高卒就職者や、同時に2社以上応募できた方がよいと思っている高卒就職者はなぜそう思っているのか等を調べ、対応方針を検討すること。</li> </ul>	
<p>(次頁へ続く)</p>	

《第1回県規制改革会議の意見を踏まえた所管部局の対応》

1. 現状

(1) 全国の早期離職率等の状況

① 早期離職率の状況

- ・高卒就職者の就職後3年以内離職率は大卒就職者と比較すると高いが、近年は低下している。  
【就職後3年以内離職率の状況】(厚生労働省資料より)

区分	H28.3月卒	備考
高卒就職者	39.2%	集計開始のS62年からH17.3月までは概ね5割前後、現在は4割まで低下
大卒就職者	32.0%	集計開始のS62年から現在まで3割前後で推移

- ・離職理由のうち、本人希望とのミスマッチに起因していると思われる「自分がやりたい仕事とは異なる内容だったため」は高卒男性では上位(3位、27.0%)となっているが、大卒男子、大卒女子と割合に大きな差はない。また、高卒女子では(19.6%)と低くなっている。

【初めての正社員勤務先を3年以内に離職した者の離職理由】(独)労働政策研究・研修機構資料より

	高卒就職者		大卒就職者	
	男性離職者	女性離職者	男性離職者	女性離職者
1	賃金の条件が良くなかったため(29.3%)	人間関係がよくなかったため(28.0%)	労働時間・休日・休暇の条件がよくなかったため(29.3%)	肉体的・精神的に健康を損ねたため(36.1%)
2	労働時間・休日・休暇の条件がよくなかったため(29.0%)	労働時間・休日・休暇の条件がよくなかったため(25.1%)	会社に将来性がないため(25.7%)	労働時間・休日・休暇の条件がよくなかったため(32.5%)
3	<u>自分がやりたい仕事とは異なる内容だったため(27.0%)</u>	肉体的・精神的に健康を損ねたため(23.6%)	肉体的・精神的に健康を損ねたため(25.4%)	<u>自分がやりたい仕事とは異なる内容だったため(28.2%)</u>
備考	—	<u>自分がやりたい仕事とは異なる内容だったため(6位19.6%)</u>	<u>自分がやりたい仕事とは異なる内容だったため(7位23.2%)</u>	—

② 1人1社制に対する生徒の考え

【全国高等学校進路指導協議会アンケート(令和元年度)】

区分	人数(名)	割合	主な理由
一度に一社ずつの応募でよい	414	68.2%	「一社に集中して準備がしたい」「二社に内定が出たら、一方を断るのは申し訳ない」「入社できるのは一社だから」「複数だと混乱しそう」
同時に二社以上応募できたほうがよい	193	31.8%	「滑り止めを受けられる方が安心」「一社で内定が取れなかったとき、次の求人が残っていないかもしれない」「選択肢が広がる」「難関の会社にも挑戦できる」

(2) 兵庫県の状況等

- ・県教育委員会において、高校卒業者が就職先に定着できるよう、①大学生と異なり高校生は独自では企業研究等に時間をかけられないことから、学校がより多くの情報を収集し、生徒の適性に合った進路を指導すること、②生徒の希望を踏まえたインターンシップを通して企業を知る機会を設け、主体的な選択を促すこと、が重要と考えている。こうした取組から兵庫県立高校の3年以内離職率は22.5%(H27)から19.1%(H30)と減少傾向にあり、全国よりも低くなっている。
- ・令和元年度の兵庫県の高校新卒者の求人倍率は3.11倍(全国平均2.89倍)、令和2年7月末の求人倍率においても2.23倍(全国平均2.08倍)と全国平均を上回っている。県教育委員会としては、求人倍率の維持向上には企業から優秀な人材を育成している学校との評価を得られることが必要と考えており、生徒が選択の幅を広げられるよう、引き続き学校の取組を充実させていく。

(3) その他(大阪府教育委員会の動向)

- ・大阪府教育委員会は令和3年度については現行通りとし、令和4年度新規高卒者の応募・推薦について、「指定校求人」は1人1社制を続け、「公開求人」のうち、求人者が併願者の応募を可とする求人に関り、選考開始日から1人2社まで応募を可能とする見直しを行う検討をしている。

2. 所管部局の回答

【現行の制度運用を維持】

- ・高等学校就職問題検討会議ワーキングチームのとりまとめによると、1人1社制が望ましいと考える高卒就職者の割合は68.2%、高等学校進路指導担当教員の割合は86.7%、企業の割合は75.8%との調査結果を得ており、関係者の多くに支持されていることから、県教育委員会としては現行の制度運用を当面は維持すべきと考える。
- ・但し、生徒や企業の中には同時に2社以上の応募を望む声も一部あることから、生徒、学校関係者、企業の声丁寧に聴き取るとともに、大阪府の状況や1人1社制及び複数応募制のメリットデメリットも踏まえながら、兵庫県高等学校就職問題検討会議等で引き続き検討を行う。

《審議結果》

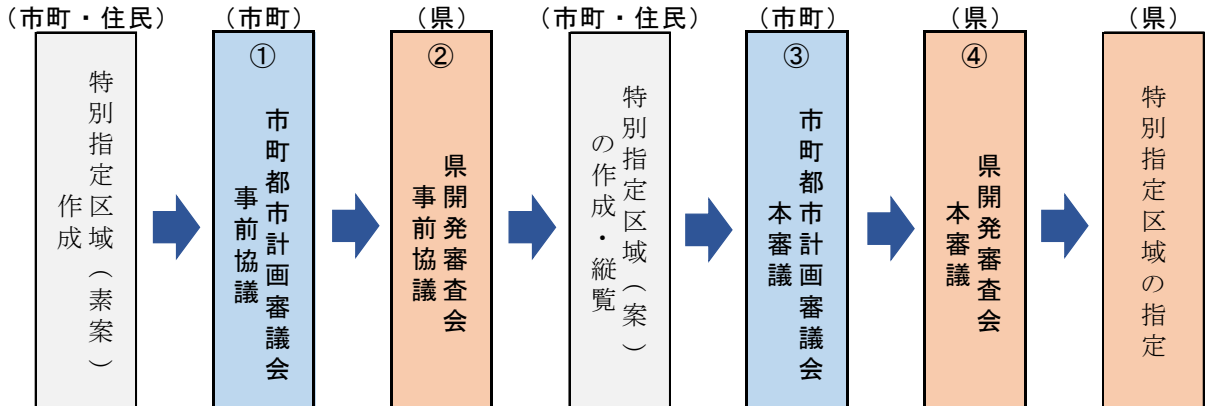
現行の制度運用を維持

- ・回答方針のとおり、当面は現行制度を維持するものの、ニーズに応じたきめ細かい対応に向け、引き続き1人1社制の制度のあり方を検討していく。

### 1-(3) 市街化調整区域における開発許可基準の緩和

根拠法令等	(国)都市計画法、(県)兵庫県の開発許可制度の手引								
提案の背景等									
<p>・市街化調整区域の開発行為については、都市計画法第 34 条の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は開発許可をしてはならないとされている。</p> <p>【工場等の事業所に係る許可基準】</p>									
区 分	内 容								
法第 34 条第 7 号 (法律で規定)	既存工場と密接な関連を有する事業の用に供する建築物等 ①市街化調整区域内の既存工場と 50%以上の原料等を納入・購入する関係にある事業所、②地場産業の工場								
法第 34 条第 12 号 (条例で規定)	都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの ③区域区分前から市街化調整区域において営まれている環境改善のために建て替える事業所 ④特別指定区域における事業所の新築等 ※ただし、特別指定区域の指定自体は県開発審査会の付議が必要								
法第 34 条第 14 号 (開発審査会で審議)	⑤都道府県知事が県開発審査会の議を経て許可するもの（個別に案件を審査） ※事前明示性の確保、事務処理の円滑化の観点から <b>提案基準</b> を設置								
<p>【工場等の事業所に係る<b>提案基準</b>】 ←</p> <table border="1"> <tr> <td>調整区域に存する事業所の改善</td> <td>大規模既存集落に区域区分日前から存する事業所の環境改善のための敷地拡張・移転で延べ面積が 1.5 倍以内のもの</td> </tr> <tr> <td>地域振興のための工場等</td> <td>地域振興に資する技術先端型業種(医薬品製造業、通信機械器具など)の工場等の新築等</td> </tr> <tr> <td>大規模既存集落における工場等</td> <td>大規模既存集落における工場等の新築等で敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以下のもの</td> </tr> <tr> <td>市街化区域縁辺部の既存工場等の敷地拡張</td> <td>市街化区域縁辺部の既存工場等の市街化調整区域への敷地拡張で敷地面積が 1.5 倍以内のもの</td> </tr> </table>		調整区域に存する事業所の改善	大規模既存集落に区域区分日前から存する事業所の環境改善のための敷地拡張・移転で延べ面積が 1.5 倍以内のもの	地域振興のための工場等	地域振興に資する技術先端型業種(医薬品製造業、通信機械器具など)の工場等の新築等	大規模既存集落における工場等	大規模既存集落における工場等の新築等で敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	市街化区域縁辺部の既存工場等の敷地拡張	市街化区域縁辺部の既存工場等の市街化調整区域への敷地拡張で敷地面積が 1.5 倍以内のもの
調整区域に存する事業所の改善	大規模既存集落に区域区分日前から存する事業所の環境改善のための敷地拡張・移転で延べ面積が 1.5 倍以内のもの								
地域振興のための工場等	地域振興に資する技術先端型業種(医薬品製造業、通信機械器具など)の工場等の新築等								
大規模既存集落における工場等	大規模既存集落における工場等の新築等で敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以下のもの								
市街化区域縁辺部の既存工場等の敷地拡張	市街化区域縁辺部の既存工場等の市街化調整区域への敷地拡張で敷地面積が 1.5 倍以内のもの								
提案内容（提案者：西脇市）									
<p>・市街化調整区域内における事業所の事業拡張について、法第 34 条に基づく県の開発許可制度の手引では、①市街化調整区域内の既存工場と 50%以上の原料等を納入・購入する関係にある事業所であること、②地場産業の工場であること、③区域区分前から市街化調整区域において営まれている事業所の環境改善のための建替えなど、立地が認められる基準が限定されている。</p> <p>・このほか、④特別指定区域の指定や⑤個別に県開発審査会に付議する方法もあるが、特別指定区域の指定は、審査に多大な時間を必要とし、個別に県開発審査会に付議する方法では、承認されない可能性があるなど、現行制度では、既存事業所が事業を拡張するにはハードルが高い。</p> <p>・地元資本をベースとした中小企業が、蓄積された経営資源(技術、労働力、資本等)を活用することで、地域の活力を維持し、持続可能な地域社会を構築することが可能となるよう、その地域で一定期間(例えば 20 年間)以上事業を継続している事業所が速やかに事業拡張できるよう、開発許可基準について緩和してほしい。</p>									
条例等所管部局等の回答（建築指導課）									
<p>【規制・手続の見直し】</p> <p>・市街化調整区域において、地域で一定期間以上事業を継続している事業所が速やかに事業拡張できるよう、都市計画法第 34 条第 14 号に該当するものとして、県開発審査会で円滑に審議するために設けている提案基準の見直しを検討する。</p> <p>・なお、提案基準に示された案件は、事前に県開発審査会で了承された基準であることから、個別に県開発審査会に付議する案件に比して、迅速な許可が見込める。</p>									
審議の結果等									
<p><b>規制・手続の見直し</b></p> <p>・回答方針のとおり、提案基準の見直しを検討する。(→市街化調整区域で 10 年以上事業を継続している事業所が速やかに事業拡張できるよう、提案基準を見直し済み(R3.2))</p>									

## 2-(1) 市街化調整区域における特別指定区域の指定に係る事務手続の迅速化

根拠法令等	(県)都市計画法施行条例、(県)特別指定区域制度活用の手引
提案の背景等	
<p>・兵庫県では都市計画法第34条第12号に基づき、地域住民の意向を反映し周辺地域のまちづくりと自然環境や農林業の生産環境の保全と秩序などについて調整された土地利用計画を基に、地域の維持・活性化等に必要な建築物が立地可能となる特別指定区域制度を創設し運用している。</p> <p>・特別指定区域の指定においては、市町長が知事に対し指定の申出を行い、知事が当該区域を指定することとなるが、指定に当たっては、県開発審査会の意見を聴くものとされている。</p> <p>【特別指定区域指定までの標準的な事務処理フロー(県手引き)】</p>  <p>※標準的な事務フローとして、区域指定までに①市町の都市計画審議会、②県開発審査会、本審議として③市町の都市計画審議会、④県開発審査会の計4回の審議の場を経る必要がある。</p>	
提案内容 (提案者:西脇市)	
<p>・事務手続の迅速化を図るために、特別指定区域指定の際の意見聴取先を、「県開発審査会」ではなく地域の実情をよく知る各市町の「都市計画審議会」の審議のみとし、審議回数の縮小等による事務手続の迅速化について検討いただきたい。</p>	
条例等所管部局等の回答 (建築指導課)	
<p>【規制・手続の見直し】</p> <p>1. 指定の際の意見聴取先を県開発審査会ではなく各市町の都市計画審議会とすることについて</p> <p>・特別指定区域の指定における県開発審査会の主たる役割は、県が許可権限を有する市町において広域的に運用する都市計画法第34条第14号の取扱いとの統一性や整合性を審議することである。一方、市町の都市計画審議会の役割は、指定案が市町の土地利用計画の内容を踏まえたものとなっているかを審議することであり、両者は、その役割が異なることから、市町の都市計画審議会を県開発審査会に代えることはできない。</p> <p>2. 事務手続の迅速化について</p> <p>・特別指定区域制度活用の手引では、事務手続の手戻りの防止等指定の円滑化を図るため、県開発審査会の本審議の前に事前協議の手続を示している。</p> <p>・現在、新たな土地利用構想等に伴う区域指定の変更ニーズの増加に対応するため、令和2年度から、指定の変更などの申出については、県開発審査会の事前協議を省略できるよう運用を見直している。</p> <p>・今回の提案を踏まえ、事務手続の更なる迅速化、市町の事務負担軽減に向け、新規の指定の手続についても事前協議を省略できるよう検討する。</p>	
審議の結果等	
<p><b>規制・手続の見直し</b></p> <p>・回答方針のとおり、県開発審査会の事前協議を省略できるよう検討を進める。 (→県開発審査会への事前協議が省略できるよう、県開発審査会の審議手順の規定を改正済み(R3.2))</p>	

## 2-(2) 入札等で使用する使用印鑑届の見直し

根拠法令等	(県)兵庫県物品関係入札参加資格審査申請の手引き																							
提案の背景等																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県出納局が実施する物品関係の入札に参加するためには、入札参加資格審査申請を行い、競争入札に参加する資格を有する者として登録を受ける必要がある。</li> <li>・物品関係の入札参加資格審査申請においては、申請時に、見積、入札、契約の締結等、県との取引で使用する印鑑について事前に登録する、「使用印鑑届」の提出が必要である。</li> </ul>																								
<p style="text-align: center;"><b>【使用印鑑届及び委任状（使用印鑑届部分の抜粋）】</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">使用印鑑届及び委任状</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>兵庫県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 商号 代表者職・氏名</p> <p style="text-align: right;">[実印] (注1)</p> <p>1 私は、令和2・3・4年度(令和2年4月1日～令和5年3月31日)における兵庫県に対する見積、入札、契約の締結、物品の納入、代金の請求及び受領、代理人の選任及び解任等、兵庫県との取引で使用する印鑑を次のとおり届け出ます。 なお、改印等により印鑑を変更する場合には、速やかにその旨を届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 25%;">本店との取引希望</th> <th style="width: 25%;">代表者職・氏名</th> <th style="width: 15%;">会社印</th> <th style="width: 30%;">代表者印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本店</td> <td style="text-align: center;">有・無 (注2)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(注1)「実印」欄は、法務局又は市区町村に登録している実印を押印してください。 (注2)本店との取引を希望しない場合は、「本店との取引希望」欄の「無」に○をつけ、残りの欄は空欄にしてください。</small></p> </div>		区分	本店との取引希望	代表者職・氏名	会社印	代表者印	本店	有・無 (注2)	/															
区分	本店との取引希望	代表者職・氏名	会社印	代表者印																				
本店	有・無 (注2)	/																						
提案内容（提案者：県行政書士会）																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国において、デジタル化時代に向けた規制改革の一環として、押印の見直しが進められており、地方公共団体においても積極的な見直しが求められている。</li> <li>・申請者の書類作成の負担軽減のため、物品関係の入札参加資格審査申請における「使用印鑑届」の廃止を、検討いただきたい。</li> </ul>																								
条例等所管部局等の回答（出納局管理課）																								
<p><b>【規制・手続の見直し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における押印の見直し、申請者の負担軽減の観点から「使用印鑑届」の様式を廃止し、審査申請時の提出を求めないこととする。なお、システム等の改修が必要となるため、令和3年4月からの実施を検討する。</li> <li>・併せて、紙入札の場合は、参加者から本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示を求め、その場で確認を行うことにより、真正性の確保が図られるようにする。</li> <li>・また、電子入札システムへの加入促進を図るためPRを引き続き行う。</li> </ul> <p>※上記のほか、物品関係入札参加資格審査申請及び入札時の押印について、以下の見直しを行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>従前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">入札参加資格審査申請時</td> <td rowspan="2">各申請書類</td> <td>住所・代表者名の記入</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>代表者印の押印</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用印鑑届</td> <td>住所・代表者名の記入</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>代表者印及び使用印の押印</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入札時</td> <td rowspan="2">入札書類</td> <td>住所・代表者名の記入</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>使用印の押印</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>入札参加者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 押印を廃止し、代わりに①電話番号、②電子メールアドレスを追記する。          ※2 入札参加申込時に代表者から当日入札に参加する者の届出を求め、入札時に本人確認書類で確認を行う。</p>		区分		従前	見直し後	入札参加資格審査申請時	各申請書類	住所・代表者名の記入	必要	代表者印の押印	必要	使用印鑑届	住所・代表者名の記入	必要	代表者印及び使用印の押印	必要	入札時	入札書類	住所・代表者名の記入	必要	使用印の押印	必要	入札参加者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示	—
区分		従前	見直し後																					
入札参加資格審査申請時	各申請書類	住所・代表者名の記入	必要																					
		代表者印の押印	必要																					
	使用印鑑届	住所・代表者名の記入	必要																					
		代表者印及び使用印の押印	必要																					
入札時	入札書類	住所・代表者名の記入	必要																					
		使用印の押印	必要																					
	入札参加者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示	—																						
審議の結果等																								
<p><b>規制・手続の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答方針のとおり、「使用印鑑届」の様式を廃止し、審査申請時の提出を求めないこととする。 (→システムを改修(R3.3)し、県の手引きを改正済み(R3.4 施行))</li> </ul>																								

## 2-(3) 産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請における手続（書類持参）の見直し

根拠法令等	(県)産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請要領
提案の背景等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない、この許可は5年(優良の場合は7年)毎に更新をしなければ、効力を失うこととなっている。</li> <li>・更新許可申請の手続は、県要領で定められているが、申請書類は、郵送途上におけるトラブルを防止するため各窓口(以前に許可を受けた各県民局(※政令指定都市及び中核市は各市))へ持参することとなっている。</li> </ul> <p><b>【産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請要領(抜粋)】</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>5 申請手続</p> <p>(2) 申請書類のチェックを受付窓口で受ける</p> <p>① 添付書類又は記載事項に不備があれば修正する。 (不備が多い場合は、申請書類を返却する場合があります。)</p> <p>② 申請手数料を貼付若しくは納入した後、申請書を提出する。 <b>※ 郵送途上におけるトラブルを防止するため、申請書類は直接各窓口へご持参ください。</b></p> </div> <p>※県に提出する申請書には、申請手数料として必要な金額の収入証紙の貼付が必要 (産業廃棄物収集運搬業:73,000 円、特別管理産業廃棄物収集運搬業 74,000 円)</p>	
提案内容 (提案者:県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類を各窓口を持参することは、特に遠隔地の場合、申請者の負担となっており、また、新型コロナウイルス感染予防の観点からも、対面規制の見直しを検討すべきである。</li> <li>・更新許可申請の場合は、新規の許可申請と異なり、前回申請からの変更部分を確認すればよい、事前にチェックリスト等で申請書類の確認をしていれば、資料の郵送も可となるよう手続の見直しを検討いただきたい。</li> </ul>	
条例等所管部局等の回答 (環境整備課)	
<p><b>【規制・手続の見直し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書には一定額以上の収入証紙の貼付を伴うことから、郵送途上の紛失等のトラブルを防止するため、直接窓口(県民局)への持参により申請を受け付けていたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、郵送による申請でも受け付けることとした。(令和2年4月6日付で各県民局へ通知するとともに、県ホームページで周知)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び申請者の負担軽減等を踏まえ、「産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可申請要領」の見直しを行い、恒久的に郵送による申請でも受け付けることとする。</li> </ul>	
審議の結果等	
<p><b>規制・手続の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答方針のとおり、要領の見直しを行い、郵送による申請を受け付けることとする。 (→県要領を改正済み(R2.10))</li> </ul> <p>《附帯意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このほか、申請書類の持参を指導している手続がないか確認し、その必要性について検討する。(※対面規制の見直しP18 参照)</li> </ul>	

## 2-(4) 宅地建物取引業者免許申請指導事務 事務所要件に関する審査事項の明確化

根拠法令等	宅地建物取引業法施行令、(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 宅地建物取引業者免許申請書作成の手引				
提案の背景等					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地建物取引業を営もうとする者は、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受ける必要があり(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は大臣)、兵庫県における宅地建物取引業の免許の申請は、県から免許申請指導事務の委託を受けた(一社)兵庫県宅地建物取引業協会に申請することとなっている。</li> <li>・宅建業者の事務所要件について、国の「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」では、宅地建物取引業者の営業活動の場として、「継続的に使用することができるもので、社会通念上事務所として認識される程度の形態を備えたものとする」と定められている。</li> <li>・また、(一社)兵庫県宅地建物取引業協会の「宅地建物取引業者免許申請書作成の手引」に事務所要件についての注意事項が次のとおり記載されている。</li> </ul>					
<p>【(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会 宅地建物取引業者免許申請書作成の手引(抜粋)】 各書類作成上の注意事項</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 719 379 763">書類の名称</th> <th data-bbox="379 719 1497 763">作成上の注意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 763 379 1093">事務所の写真</td> <td data-bbox="379 763 1497 1093"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>宅建業の事務所は、独立したものが原則です。一部屋を共同利用する場合は、間仕切り等がされており、他の事務所部分を通らずに当該事務所に直接入れることが確認できる写真を事務所の平面図と共に追加添付する。</u></li> <li>・<u>住居の一室を事務所として使用する場合には、居室部分を通らずに事務所に入ることができ、その部屋は居住の用には一切供していないことがわかる写真を平面図と共に追加添付する。</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	作成上の注意	事務所の写真	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>宅建業の事務所は、独立したものが原則です。一部屋を共同利用する場合は、間仕切り等がされており、他の事務所部分を通らずに当該事務所に直接入れることが確認できる写真を事務所の平面図と共に追加添付する。</u></li> <li>・<u>住居の一室を事務所として使用する場合には、居室部分を通らずに事務所に入ることができ、その部屋は居住の用には一切供していないことがわかる写真を平面図と共に追加添付する。</u></li> </ul>	
書類の名称	作成上の注意				
事務所の写真	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>宅建業の事務所は、独立したものが原則です。一部屋を共同利用する場合は、間仕切り等がされており、他の事務所部分を通らずに当該事務所に直接入れることが確認できる写真を事務所の平面図と共に追加添付する。</u></li> <li>・<u>住居の一室を事務所として使用する場合には、居室部分を通らずに事務所に入ることができ、その部屋は居住の用には一切供していないことがわかる写真を平面図と共に追加添付する。</u></li> </ul>				
提案内容 (提案者: 県行政書士会)					
<p>・これまでの申請時の審査では、手引に記載のない以下のような事務所要件が求められ、申請内容の修正等の対応が必要となる場合がある。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 宅建業者が他の業務を兼業する場合、コピー機を2台以上置く必要がある。</li> <li>➢ 宅建業者が他の業務を兼業する場合、固定式のパーティションで区切る必要がある。</li> <li>➢ 一部屋を共同利用する場合、打ち合わせスペースを分ける必要がある。</li> <li>➢ 一部屋を共同利用する場合、宅建業専用の応接室を設ける必要がある。</li> <li>➢ 一部屋を共同利用する場合、入口を分ける必要がある。</li> </ul> <p>・申請者の負担軽減のため、事務所要件に関する審査事項の明確化及び公表について検討いただきたい。</p>					
条例等所管部局等の回答 (土地対策室)					
<p>【制度内容の明確化】</p> <p>・現在、宅地建物取引業協会の各支部窓口に「宅地建物取引業者免許申請書作成の手引」を備え置き、申請指導を行っているが、ご指摘を踏まえ、事務所要件について、よりわかりやすいものとなるよう具体例を記載した手引を作成し、これを各支部窓口に備え置くとともに、県HPにも掲載する。</p>					
審議の結果等					
<p><b>制度内容の明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答方針のとおり、事務所要件についてよりわかりやすいものとなるよう具体例を記載した手引を作成し、公表する。(→手引きを改正(R3.7 予定))</li> <li>・ただし、手引の作成にあたっては、事務所要件が過度な規制とならないよう留意すること。</li> </ul>					

### 3-(1) 市町が実施するがん検診（集団乳がんマンモグラフィ検診・集団胃がん検診）における医師の立会い義務の緩和

根拠法令等	(国) 診療放射線技師法			
提案の背景等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進法により市町はがん検診の実施に努めるものとされている。また、第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日閣議決定)において、がん検診受診率の目標値は50%とされているが、H30 検診の受診率は、乳がん検診が兵庫県内平均 17.7%(佐用町 20.8%)、胃がん検診が兵庫県平均 7.8%(佐用町 11.3%)である。</li> <li>平成 26 年に診療放射線技師法が改正され、病院・診療所以外で行う肺がん検診は胸部X線撮影のみを行う場合に限り、医師の立会いがなくても実施が可能となった。</li> <li>集団乳がんマンモグラフィ検診は、平成 28 年から視診、触診は推奨しないと変更されたが、医師の立会いは従来どおり必要となっている。</li> </ul>				
種類	対象者	受診間隔	医師の立会い	備考
肺がん検診 (胸部 X 線)	40 歳以上	年 1 回	<b>不 要</b> (H26~)	
乳がん検診 (マンモグラフィ)	40 歳以上	2 年に 1 回	<b>必 要</b>	H28~視触診 は推奨しない
胃がん検診	50 歳以上 ※1	2 年に 1 回 ※2	<b>必 要</b>	
※1: 当分の間、胃部 X 線検査に関しては 40 歳以上に実施も可 ※2: 当分の間、胃部 X 線検査に関しては年 1 回の実施も可				
提案内容（提案者:佐用町）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>集団乳がんマンモグラフィ検診及び集団胃がん検診前に行う受診者への説明および問診は、看護師が対応しており、医師が立会わなくても実施可能であるにもかかわらず、診療放射線技師法上、両検診とも医師の立会いがなければ実施できない。</li> <li>郡部においては医師不足等により立会い医師の確保が難しく、立会い医師への報酬も高額であるため、検診実施の支障となっている。</li> <li>医師の立会いが不要となれば、検診回数を増やすことが可能となり、がん検診の受診率向上に寄与し、がんの早期発見・早期治療につながることから、医師の立会い義務について速やかに検討頂きたい。</li> </ul>				
条例等所管部局等の回答（疾病対策課）				
<b>【国へ制度の見直しを要望】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>集団乳がんマンモグラフィ検診については、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、胸部 X 線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるよう国に要望する。</li> </ul>				
<b>【現行の制度運用を維持】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>集団胃がん検診については、市町の集団胃がん検診を受託している検診機関から、「胃部エックス線検査はバリウムの誤嚥が起こりうるので、医師の立会いは必要である。」といった意見があり、特に高齢者のバリウム誤嚥は、命に関わることもあることから、現行の制度運用を維持したい。</li> </ul>				
審議の結果等				
<b>国へ制度の見直しを要望</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>回答方針のとおり、集団乳がんマンモグラフィ検診については、医師の立会いがなくても実施できるよう国に要望する。(→「地方分権改革に関する提案募集」の中で国に提案済み(R2.6)。今後、省令が改正され医師の立ち会いが不要となる予定。)</li> </ul>				
<b>現行の制度運用を維持</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>回答方針のとおり、集団胃がん検診については、バリウムの誤嚥も起こりうることから医師の立会いは必要との検診機関の意見があることなどから、現行の制度運用を維持する。</li> </ul>				



## 4-(1) 行政手続に関する押印・書面規制等の見直しについて

### 1 趣旨

行政のデジタル化の動向を踏まえ、ICT 技術を活用した働き方改革、業務の効率化・高度化等の推進を図るため、押印の廃止・書面規制等の見直しについて、全庁を挙げた取組を推進する。

#### 【行政手続に関する押印、書面規制等の見直し基本方針（抜粋）（R2. 10. 12）】

原則として、全ての行政手続において、押印・書面・対面を不要とし、オンライン・ペーパーレス化を徹底する。

まず、県独自の手続で廃止可能な押印については、令和 2 年度中に見直しを実施する。

#### （1）押印の廃止

- 県民による申請等の手続をはじめとして、会計・人事などの内部手続も含めて、押印を廃止（具体例）各種申請書や請求書等の押印廃止、出勤簿の押印廃止 等
- 押印の廃止とあわせて、本人確認が必要な手続について担保方法（マイナンバーカード等）を整備

#### （2）書面規制等の見直し

- 行政手続の原則オンライン化を進め、各種申請・届出・報告・通知など、行政手続の様式を標準化、添付書類を削減・簡素化（具体例）電子申請共同運営システムの利用率向上、公共施設の利用申請等手続のオンライン化、手数料・利用料納付におけるキャッシュレス決済の導入 等

### 2 押印の見直し

#### 【「行政手続に関する押印の見直しについて（R2. 12. 21）」抜粋】

- 押印を求める県独自の手続は 1, 895 手続
  - うち、1, 866 手続（98. 5%）で押印を廃止
  - うち、29 手続（1. 5%）（印鑑登録証明書付きの実印を求める手続等）は押印の存続も含め引き続き検討
- 国の法令等に基づく 1, 408 手続は国の動向等を踏まえ、適宜見直し

※県民・事業者等による申請等の手続について、押印に代わる本人確認手段は、様式上の連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）によることを原則とする。

ただし、電子メールアドレスの記載は任意とし、県民・事業者等申請者に対する周知を徹底する。

## (1) 押印の見直し検討状況（別紙）

### ① 今回新たに押印を廃止する手続

#### ア 入学誓約書※ による保証手続等（8 手続）

生徒の保護者のみが保証人となっている場合があり、また、第三者が保証人となっている場合でも、保護者への協力の誓約に止まるものであり、押印を求める必要性は高くないことから、入学誓約書の押印を廃止。

※ 各種職業能力開発校・大学校や県立高校における身元保証に関する誓約書

### ② 押印の存続も含め引き続き検討する手続（22 手続）

#### ア 印鑑登録証明書付き実印を求める手続（資金貸付事業に関する手続等）（17 手続）

厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保等が必要であり、国における類似手続の見直し状況等も参考に引き続き検討が必要

【参考：国の状況】「矯正医官修学資金貸与申請における連帯保証手続」（法務省）  
国の債権を適切に管理するにあたり、保証人の真正な意思を確認するため、保証人の押印を廃止することは困難。

#### イ 金融機関届出印を求める手続（銀行口座振替に関する手続等）（3 手続）

金融機関が届出印の押印を求めているため、国における類似手続の見直し状況等も参考に引き続き検討が必要

【参考：国の状況】「国民年金保険料等口座振替手続」（厚生労働省）  
口座振替手続について、金融機関に対する届出印のため廃止することは困難。

#### ウ その他の手続（2 手続）

##### ・ 請願に関する手続（1 手続）

県議会会議規則が準拠している全国都道府県議会議長会の標準会議規則や、衆議院・参議院では押印を求めており、国や他府県の取扱いを踏まえ引き続き検討が必要

##### ・ 送金通知書による現金受領の委任に関する手続（1 手続）

受任者が当該様式を金融機関の窓口へ提出し、その場で現金を受領する手続であるため、委任欄の押印以外に委任者の意思を確認できないことから、押印の代替手段や、口座振替による当該手続自体の廃止等も含めて、引き続き検討が必要

## (2) R2 年度中の見直し

上記（1）の見直しにより、

○ 押印を求める県独自の手続は 1,895 手続

うち、1,873 手続 (98.8%) で押印を廃止

うち、22 手続 (1.2%) (印鑑登録証明書付きの実印を求める手続等) は押印の存続も含め引き続き検討

○ 根拠がない手続(182 手続)は直ちに廃止

○ 規則等に基づく手続(1,690 手続)は直ちに廃止（令和2年度中に規則等を改正）

○ 条例に基づく手続(1 手続※)は、令和3年度に条例を改正して廃止

※職員の仕事の宣誓に関する条例に関する手続（宣誓書の押印の見直しとともに、対面規制の見直しも検討）

### 3 書面規制の見直し（令和2年度分）

#### （1）様式の見直し

他の書面等で代替可能であること、記載事項の簡素化、様式の統合などにより、様式を簡素化等する見直しを実施

様式の根拠	手続数	主な手続・見直し内容
要綱・要領等	34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請（交付決定金額変更及び交付決定内容変更に係る申請書の統合）</li> <li>・職員の出勤簿（紙の出勤簿の廃止）</li> <li>・ひょうご新商品調達認定制度の認定申請（実施計画書から特許等の取得状況や公的支援等の状況などの項目を削除）</li> </ul>
根拠規定なし	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センター登録グループ申請（申請書から会員人数欄等を削減）</li> </ul>
計	38	

#### （2）添付書類の見直し

他の書面等で代替可能であること等により、添付書類を廃止する見直しを実施

添付書類の根拠	手続数	主な手続・見直し内容
規則	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益信託の引受けの許可申請（印鑑証明書の添付廃止）</li> <li>・事業内職業訓練費補助金の交付請求（交付決定通知書等の写しの添付廃止）</li> </ul>
要綱・要領等	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田舎暮らし農園施設整備支援事業の実績報告（計画申請時に提出した位置図、賃貸契約書、見積書などの添付廃止）</li> <li>・空き家活用支援事業申請（メーカー、型番等を見積書に記載することで、キッチン・トイレ・洗面ユニットなど改修工事に要した商品のカタログの添付廃止）</li> <li>・あわじ環境未来島構想推進事業申請（役員名簿、規約の添付廃止）</li> </ul>
計	71	

※上記の取組により、申請者・届出者の利便性向上と、行政手続のオンライン化を一層進める。（電子申請共同システムによるオンライン化手続数：877 手続）

#### 4 対面規制の見直し（令和2年度分）

県が申請書類などの持参を求めている手続のうち、81 手続で郵送・メール等での対応も可能とするよう見直し

区 分	手続数	内 容
県施設の利用に関する手続	14	・ 県民会館施設使用申込 ・ 県立丹波年輪の里利用許可申請 等
許認可に関する手続	47	・ 遊漁船業の登録申請 ・ 産業廃棄物収集運搬業更新許可申請 等
届出・報告に関する手続	17	・ 食品衛生管理者の届出 ・ 医薬品等の回収報告 等
助成・減免に関する手続	3	・ 自動車税身体障害者減免申請 等
計	81	

※①原本や図面等の詳細な確認が必要な手続（免税軽油使用者証交付申請手続等）、②指導・注意喚起が必要な手続（県立但馬飛行場利用届等）など、対面規制が存置されている手続（45 手続）については、対面の必要性や申請者の利便性等を踏まえ、引き続き見直しを検討。

#### 5 県民・事業者等への周知

令和2年度に実施した押印の廃止、書面規制及び対面規制の見直し内容について、県ホームページへの掲載や、関係団体への通知などにより、県民・事業者等に対して広く周知を行う。

##### 【規制改革推進会議意見】

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした新しい生活様式の推進や行政のデジタル化の実現に向け、押印原則、書面規制、対面規制については、早急な見直しが求められている。
- ・ 押印については、廃止する手続（1,873 手続）は早急にもその取組を進めるとともに、存続も含め引き続き検討する手続（22 手続）は、国の類似手続の見直し状況等を踏まえ、押印に代わる方法がないかを引き続き検討すべきである。
- ・ 書面規制、対面規制については、一定見直しが進められているものの、今後の行政手続のオンライン化の取組状況も踏まえながら、引き続き見直しに取り組むべきである。

1 今回新たに押印を廃止する手続(8手続)

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求めている本人確認手段	廃止理由	所管部局
1	兵庫障害者職業能力開発校入学誓約書による保証手続	兵庫障害者職業能力開発校運営規則	指定なし	—	生徒の保護者のみが保証人となっている場合や、第三者が保証人となっている場合でも、保護者への協力の誓約に止まるものであり、押印を求める必要性は高いことから、入学誓約書の押印を廃止。	産業労働部
2	県立職業能力開発校入学誓約書による保証手続	兵庫県立職業能力開発校運営規則	指定なし	—		産業労働部
3	県立障害者職業能力開発校入学誓約書による保証手続	兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則	指定なし	—		産業労働部
4	県立但馬技術大学校入学誓約書による保証手続	兵庫県立但馬技術大学校管理規則	指定なし	—		産業労働部
5	県立森林大学校入学誓約書による保証手続	兵庫県立森林大学校管理規則	指定なし	—		農政環境部
6	県立農業大学校入学誓約書による保証手続	兵庫県立農業大学校管理規則	指定なし	—		農政環境部
7	県立高等学校入学許可に伴う誓約書	兵庫県立高等学校学事通則	指定なし	—		教育委員会
8	県立高等学校通信課程入学許可に伴う誓約書	兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則	指定なし	—		教育委員会

2 押印の存続も含め引き続き検討する手続(22手続)

(1) 印鑑登録証明書付き実印を求める手続(17手続)

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求めている本人確認手段	引き続き検討が必要な理由	所管部局
1	県税還付委任手続	県税管理事務処理要綱	法人代表者印 個人実印	印鑑登録証明書	納税者以外の者に還付する場合、納税者の厳格な意思確認が必要。	企画県民部
2	兵庫県私立高等学校入学資金貸付手続	兵庫県私立高等学校入学資金貸付事業実施要綱	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	企画県民部
3	消費者訴訟費用貸付手続	消費生活条例施行規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。	企画県民部
4	兵庫県地域医療支援医師修学資金貸与手続	兵庫県地域医療支援医師修学資金貸与要綱	個人実印	印鑑登録証明書 住民票の写し	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
5	兵庫県特定専門医研修資金貸与手続	兵庫県特定専門医研修資金貸与事業貸与要綱	個人実印	印鑑登録証明書 住民票の写し 医師免許証の写し	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
6	公衆衛生医学生等修学資金貸与手続	公衆衛生医学生等修学資金貸与規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
7	看護師学生等修学資金貸与手続	看護師学生等修学資金貸与規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
8	母子父子寡婦福祉資金貸付手続	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付に関する規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
9	林業・木材産業改善資金貸付手続	兵庫県林業・木材産業改善資金事務取扱要領	法人代表者印 個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	農政環境部

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求めている本人確認手段	引き続き検討が必要な理由	所管部局
10	沿岸漁業改善資金貸付手続	沿岸漁業改善資金貸付規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。	農政環境部
11	官民有地境界協定申請手続	官民有地境界協定事務取扱要領	法人代表者印 個人実印	印鑑登録証明書	官民有地境界協定の申請書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。	県土整備部
12	岩石採取跡地整備等連帯保証手続	兵庫県岩石採取跡地整備等保証実施要領	法人代表者印 個人実印	印鑑登録証明書	連帯保証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	県土整備部
13	粒子線治療資金貸付手続	粒子線治療資金貸付規程	個人実印	印鑑登録証明書 住民票の写し 健康保険証の写し	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局
14	病院局医師修学資金貸与手続	病院局医師修学資金貸与規程	個人実印	印鑑登録証明書	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局
15	病院局地域医師修学資金貸与手続	病院局地域医師修学資金貸与規程	個人実印	印鑑登録証明書	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局
16	病院局中播磨及び西播磨医師修学資金貸与手続	病院局中播磨及び西播磨医師修学資金貸与規程	個人実印	印鑑登録証明書	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局
17	病院局看護師修学資金貸与手続	病院局看護師修学資金貸与規程	個人実印	印鑑登録証明書	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局

### (2) 金融機関届出印を求める手続(3手続)

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求めている本人確認手段	引き続き検討が必要な理由	所管部局
18	兵庫県職員財産形成貯蓄申込・解約手続	兵庫県職員財形貯蓄事務取扱要領	金融機関届出印	—	控除預入手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。	企画県民部
19	県税口座振替依頼手続	県税口座振替事務処理要綱	金融機関届出印	—	口座振替手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。	企画県民部
20	県立学校授業料等口座振替依頼手続	県立学校授業料等口座振替収納事務取扱要領	金融機関届出印	—	口座振替手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。	教育委員会

### (3) その他の手続(2手続)

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求めている本人確認手段	引き続き検討が必要な理由	所管部局
21	請願	兵庫県議会議事規則	指定なし	—	県議会議事規則が準拠している全国都道府県議会議長会の標準会議規則や、衆議院・参議院では押印を求めており、国や他府県の取扱いを踏まえ検討。	議会事務局
22	送金通知書による現金受領委任手続	財務規則	指定なし	—	受任者が当該様式を金融機関の窓口に提出し、その場で現金を受領する手続であるため、委任欄の押印以外に委任者の意思を確認できないことから、押印の代替手段や、口座振替による当該手続自体の廃止等も含めて、引き続き検討。	出納局

## 4-(2) 電子収納の促進

### 1 公共施設利用料における電子収納・キャッシュレス化について

#### 【規制改革推進会議意見】

- ・ 県民サービスの向上、現金紛失等のリスクの軽減、現金取扱い事務の効率化に加え、新型コロナウイルス感染防止の観点からの接触機会減少等を図るため、まずは、現行個人が現金で利用料等を支払っている施設を中心に、早急にキャッシュレス化に取り組むべきである。
- ・ キャッシュレス化の具体的な検討にあたっては、決済事業者等に対する手数料発生による収入減だけではなく、事務効率化による経費の削減等も踏まえ検討すべきである。
- ・ また、各施設単位で導入するよりは、同種の施設をまとめて導入する方が、決済事業者にとってコストメリットが大きくなり手数料の軽減にも繋がりやすいことに留意し、施設のキャッシュレス化に取り組むことが望ましい。

#### 《参考》公共施設利用料におけるキャッシュレス導入状況等

##### 1. 現状

- ①集客施設等（文教施設、スポーツ・レクリエーション施設、都市公園、産業関連施設、社会福祉施設）調査対象 62 施設のうちキャッシュレス決済導入済みの施設は 8 施設。

##### 【キャッシュレス決済導入済み施設（8 施設）】

区分	施設名	種類
文教施設	芸術文化センター〔観覧料〕	クレジットカード <sup>※</sup>
	美術館王子分館（横尾忠則現代美術館）〔観覧料〕	クレジットカード、電子マネー
	兵庫県立美術館〔観覧料〕	クレジットカード、電子マネー
	県民会館〔会議室等使用料〕	スマホ決済
	人と防災未来センター〔観覧料〕	クレジットカード、電子マネー、スマホ決済
スポーツ・レクリエーション施設	神戸西テニスコート〔施設使用料〕	クレジットカード、電子マネー、スマホ決済
都市公園	舞子公園（プロムナード）〔入場料〕	スマホ決済
産業関連施設	先端科学技術支援センター〔宿泊料等〕	クレジットカード、スマホ決済

##### 【キャッシュレス決済導入が未実施の施設（54 施設）】

区分	施設名	
文教施設	・丹波の森公苑〔施設使用料〕	など 21 施設
スポーツ・レクリエーション施設	・文化体育館〔ホール、体育室等使用料〕	など 14 施設
都市公園	・明石公園〔施設使用料〕	など 10 施設
産業関連施設	・工業技術センター〔機械器具等使用料〕	など 3 施設
社会福祉施設	・総合リハビリテーションセンター〔障害児入所施設使用料〕	など 6 施設

##### ②医療施設

調査対象 17 施設のうちキャッシュレス決済導入済みの施設は 15 施設。

##### 【キャッシュレス決済導入済み施設（15 施設）】

区分	施設名	種類
医療施設	障害児者リハビリテーションセンター〔診療費〕	クレジットカード <sup>※</sup>
	県立病院 14 病院〔診療費〕	クレジットカード、電子マネー <sup>※</sup>

※11 病院のみ

##### 【キャッシュレス決済導入が未実施の施設（2 施設）】

区分	施設名	
医療施設	こころのケアセンター、こども発達支援センター〔診療費〕	

## 2. 所管部局（企画県民部情報企画課）における検討状況

現在、スマート県庁推進プログラムを策定（R2.4）し、公共施設のキャッシュレス決済推進に向けた取組を推進。

### 【検討の方向性】

- ・施設の利用料のキャッシュレス化だけでなく、施設の予約から支払いまで、一連の手続のデジタル化を推進。
- ・施設利用料の支払いはオンライン納付と窓口でのキャッシュレス納付を予定。（導入スケジュール）

R2：委託仕様書検討、R3：設計、R4整備・導入

〔県予算の状況〕

○施設予約システムの構築

（R2年度2月経済対策補正：5,000千円、R3年度当初予算案：40,000千円）

県有施設の利用予約、申請、支払手続をオンラインで実施できる環境を整備

※このほか、スマホ等によるキャッシュレス決済については、以下の施設で先行導入。今後、他の施設にも展開。

- ・県立美術館（R2.6導入済み）
- ・県民会館（R3.1導入済み）
- ・人と防災未来センター（R3.1導入済み）
- ・舞子公園舞子海上プロムナード（R3.1導入済み）

## 3. 電子収納・キャッシュレス決済の導入に向けた課題

- 施設予約から支払までを可能とするシステム構築及び維持管理費用の発生。
- 窓口でのキャッシュレス化に必要な管理用決済端末の導入が必要（数万円程度）。
- 決済手数料（3%前後）が必要。
  - ※新たな利用客の獲得が出来なければトータルで収入減となる。
  - ※決済手数料の削減には、各施設単位よりも複数箇所の導入が必要。
- 企業や団体の利用が主な施設（個人利用の少ない施設）などは、キャッシュレス決済のニーズが少ない。



## 2 行政手続に関する手数料における電子収納・キャッシュレス化について

### 【規制改革推進会議意見】

- ・政府においてデジタル庁を創設し、強靱なデジタル社会の実現に向けた取組を加速するとされており、県も行政手続に関する手数料の電子収納・キャッシュレス化について、一定導入経費が必要となるが、早急に検討し導入すべきである。
- ・抜本的に電子収納を進めるためには、申請者の利便性が向上するよう、電子申請と電子収納をセット進めるべきであり、県を挙げて、行政のデジタル化に取り組むべきである。
- ・但し、電子決済に対応できない申請者もいることから、当面は収入証紙を存続するなど、多様な支払い方法を確保する必要がある。

### 《参考》行政手続に関する手数料におけるキャッシュレス化の検討状況等

#### 1. 所管部局（企画県民部情報企画課、出納局会計課）における検討状況

- ・手数料納付の利便性向上に向け、平成 30 年度の規制改革推進会議での審議結果等を踏まえ、昨年度、庁内で手数料納付の実態調査を実施。（出納局会計課）

[調査結果]

手数料の大部分（全体の約 9 割）は収入証紙による支払い。

※収入証紙により収納している手数料の申請方法の約 9 割が窓口申請



- 現在、実態調査の結果等を踏まえ、収入証紙の廃止も含めた手数料納付方法の多様化を検討中。

#### 【検討の方向性】

- ・収入証紙の代替手段として電子納付申請による手数料納付（コンビニ、オンライン、ATM など）を可能にする。

（導入スケジュール）

R 2：委託仕様書検討、R 3：設計・整備、R 4：導入

[県予算の状況]

○電子納付システムの構築（R 2 年度 2 月経済対策補正：40,000 千円）

コンビニやインターネットバンキング等で手数料の納付を可

能とするシステムを整備

- ・以後、計画的に次の取組を実施。

①電子申請に連携したオンライン決済を可能とする。

②申請窓口でのキャッシュレス納付（クレジットカード、電子マネー、スマホ決済等）を可能とする。

- ・現金納付を希望する申請者については、従来通り収入証紙売り捌き所から収入証紙を購入する方法を維持するが、将来的には電子納付、キャッシュレス納付の状況により収入証紙は廃止する。

#### 2. 電子収納・キャッシュレス決済導入に向けた課題

- 電子納付システム構築及び維持管理費用の発生。
- 収納データを財務会計システムに反映するためのシステム整備が必要。

- 電子申請共同運営システムのオンライン決済機能追加に必要な費用の発生。
- 申請窓口でのキャッシュレス化に必要な管理用決済端末の導入が必要（数万円程度）。
- 収納代行業者等への決済手数料が発生（3%前後）。
  - ※収入証紙の場合、県は証紙売りさばき人に手数料（売り渡す証紙の金額の合計の3.3%）を負担。
  - ※収入証紙を廃止した大阪府では、電子納付申請による手数料納付（コンビニ、オンライン、ATMなど）の際、申請者本人に手数料の負担を求めている。
- 県民利便性向上の観点からは、電子収納だけでなく、同時に電子申請を進めることも必要。

## 令和元年度審議結果の対応状況

## (1) 県・市町の条例等による規制に関する事項

	審議項目	審議結果	対応状況
1	製品を包装する際の容積の基準緩和	規制・手続の見直し (容積基準を見直す)	<b>対応済み</b> ・容積基準を緩和するよう要綱を改正済み (R元.10月)

## (2) 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項

	審議項目	審議結果	対応状況
1	道路占用許可の更新時における申請方法の簡素化	規制・手続の見直し (添付書類を見直す)	<b>対応済み</b> ・添付書類を省略するよう規則を改正済み (R2.3月)
2	特殊車両通行許可に関する処理の迅速化	規制・手続の見直し (標準処理期間を見直す)	<b>対応済み</b> ・標準処理期間の見直し済み (R3.3月)
		国へ制度見直しを要望 (処理の迅速化に向けた取組について、国へ要望する)	<b>対応済み</b> ・国へ要望を実施 (R2.7月)
3	建設業の法人成りに関する廃業届の取扱いの柔軟化	規制・手続の見直し (柔軟な対応を行う)	<b>対応済み</b> ・法改正(R2.10)までの間、柔軟な対応を行い、新規申請から許可までの期間を短縮。
4	建設業に関する届出等の郵送による申請受付	規制・手続の見直し (申請方法の見直しを行う)	<b>対応済み</b> ・郵送等による申請方法について手引きを見直し済み(R3.1月)
5	建設業の許可申請時に必要な書類の明確化	規制・手続の見直し (必要書類の記載方法について見直しを行う)	<b>対応済み</b> ・必要書類の記載方法について手引き等を見直し済み(R2.4月)

## (3) 国の法令等による規制に関する事項

	審議項目	審議結果	対応状況
1	地籍調査の現地立会の簡素化等	国へ制度見直しを要望 (制度の見直しを、国へ要望する)	<b>対応済み</b> ・国へ要望を実施(R元.7月、11月) ※R2.4月に国土調査法が改正

## 兵庫県規制改革推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制等のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制等のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

### (委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (オブザーバー)

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

### (専門委員)

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

### (会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画県民部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

### (謝金)

第8条 委員、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

### (旅費)

第9条 委員、オブザーバー、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

### (事務局)

第10条 推進会議の事務局は、企画県民部政策調整局広域調整課に置く。

- 2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月18日から施行する。  
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

氏名	所属・役職
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
三輪 康一	神戸大学名誉教授
三原 修二	兵庫県経営者協会会長
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員

別表 2 (第 5 条関係)

氏名	所属・役職
金澤 和夫	兵庫県副知事
谷口 芳紀	兵庫県市長会会長
庵途 典章	兵庫県町村会会長